

遊休農地の発生防止・解消について

1. 現況と課題（かすみがうら市第2次総合計画 抜粋）

農業を取り巻く環境は、グローバル化の進展や就農人口の減少、農産物の価格低迷など厳しい情勢下であり、また、農業従事者の高齢化や後継者等担い手の不足、耕作放棄地の増大などさまざまな問題が顕在化しています。

こうしたことから、本市においては、農業従事者の高齢化、担い手不足などによる農地の荒廃化を防止するため、担い手の育成、農地パトロールによる耕作放棄地の解消や違反転用の防止による優良農地の確保を継続的に進め、担い手への農地の集約・集積を図ることが必要です。

2. 施策の方向（かすみがうら市第2次総合計画 抜粋）

(1) 担い手の育成と後継者の確保

経営規模の拡大や法人化など、経営改善へ取り組む意欲のある担い手や新規就農者に対し、関係機関と連携した支援を行い、担い手の育成に努めます。

(2) 農地利用集積の推進

計画的な農地の利用調整を行い、担い手への集積を進め、規模拡大を支援します。

(3) 遊休農地化の抑制・解消

農地の違反転用を防止するとともに、遊休農地の再生利用を推進し、生産性の維持・向上を図ります。

3. 具体的な推進方法（市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進指針 抜粋）

(1) 農地の利用状況調査と意向調査の実施

農業委員と推進委員が連携し、農地の利用状況調査と農地の利用意向調査の実施について協議検討し調査の徹底を図る。

(2) 非農地判断について

農地の利用状況調査により、区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地と再生利用困難な土地とを明確し、それぞれに応じた処置を行う。

(3) 担い手発掘・育成及び農地利用の集積・集約化

認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、人材の発掘や育成及び実現可能な農地利用の集積、集約化計画を進める。

(4) 新規参入の促進

関係機関と連携を図りながら、新規就農希望者に対する就農相談や営農の定着と集積ができるよう適切な農地の斡旋を行う。